

津山市総合教育会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、津山市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、津山市のホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととする場合は、法第1条の4第2項に規定する会議を構成する者（以下「構成員」という）の発議により、出席構成員の3分の2以上の承認を得て、これを公開しないことができる。

（議事録）

第5条 市長は、法第1条の4第7項に規定する議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、総合企画部政策調整室に置く。

（定めのない事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。